

冷 蔵 倉 庫 保 管 料 金 表

(2025年 8月 1日届出)

1. 適用規定

- 1) 一般保管料は、暦日によって1日から15日までと、16日から月までとを、それぞれ1期として計算する。
- 2) 一般保管料は、原則として、比重の大きい寄託物にあつては重量により、また、比重の小さい寄託物にあつては体積により、算出した額によることができる。
寄託物の体積は、荷造包装の外部から計った体積を基準とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。
1個 25dm³ 又は 10Kg 未満のものは、それぞれ 25dm³ 又は 10Kg として計算することができる。但し、ばら貨物はこの限りではない。
- 3) 容積建保管料の容積の計算は、相対する両壁両間の距離と、床上から冷却管下端（天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端）までの高さとの相乗積をもってする。但し、柱の占める容積（逆風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積）を除く。
- 4) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料1期分加算を基本とする。
- 5) 請求各口につき1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入して計算する。
- 6) 再保管貨物の保管料については、別に定めることがある。
- 7) 1口1期の保管料が400円に満たない場合は400円とすることができる。
- 8) 一般保管料とは異なる計算方法（期制、料金建て）で算出した保管料が一般保管料に換算し、その幅料金内に収まる場合には、当該保管料で契約することがある。
- 9) 年間倉入れ契約により、安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の保管料については、別に定めることがある。
- 10) 年末年始、大型連休前後等繁忙期のスポット貨物の保管料は別に定めることがある。
- 11) 大量貨物で、通路確保が不要、種類が少ない、先入れ先出しがない、日付管理が不要など保管効率が良い長期安定貨物の保管料は別に定めることがある。
- 12) 寄託者と合意した保管期間を経過した貨物の保管料については、別に定めることがある。
 - ①低回転貨物の保管料については、別に定めることがある。
 - ②入庫日から保管期間が1年を経過した滞留貨物の保管料については、別に定めることがある。
 - ③入庫日から保管期間が2年を経過した長期保管貨物の保管料については、別に定めることがある。
- 13) 期変わり近くに出庫された貨物又は農産物等の収穫期における搬入作業完了までの期間の保管料について、その一部又は全部を減免することがある。

2. 料 率

1) 基本料率

① 一般保管料率（1期料率）

	標 準 料 金	幅 料 金
10 kgに付	29.0 円	11.6 円 ～ 34.8 円
10dm3 に付	12.0 円	4.8 円 ～ 14.4 円

② 容積建保管料率（1ヶ月 1m3 料率）

	標 準 料 金	幅 料 金
F 級室（-20℃以下）	2,000 円	1,200 円 ～ 3,200 円
C 級室（10℃～-20℃未満）	2,500 円	2,000 円 ～ 3,000 円

2) 割増規定

小口割増	3 トン（7.5dm3）未満	20 割増以 内で各項目 毎に別に定 める。
貨物形態割増	懸垂保管貨物	
	嵩高品、ばら貨物、積載不適貨物、荷造不完全貨物	
	汚染品、嫌臭性貨物、破損し易貨物	
	高価品、薬品	
その他割増	湿度調整等特殊保管	3 割増以内
	保税地域蔵置貨物（内国貨物で倉入された貨物は除く）	
	室の一部に容積建保管をする場合 容積建保管料の	
	寄託者と合意した保管期間を経過した貨物	別途調整
	・ 低回転貨物	
	・ 入庫日から保管期間が 1 年を経過した滞留貨物 ・ 入庫日から保管期間が 2 年を超える長期保管貨物	

※割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗じたものとする。

3) その他手数料

① 手数料

名義変更手数料	1 口	500 円
在庫証明書（在庫報告書）発行手数料	1 件	500 円
在庫情報提供手数料	別途協議	

② 標準料金（一般保管料）とは異なる計算方法（期制、料金建て）で算出する料金は別途協議するものとする。

3. その他

消費税の加算

消費税は、1 から 2 までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を、別途加算するものとする。但し、保税貨物に係わる料金については、この限りではない。

加算に当たっては、1. 5) に係わらず、上記により計算された金額に 1 円未満の端数があるときは、1 円単位に四捨五入するものとする。

4. 適用地区

- ・宮城県：富谷市
- ・埼玉県：さいたま市、加須市、比企郡
- ・千葉県：千葉市、印西市
- ・神奈川県：川崎市、伊勢原市
- ・静岡県：浜松市、藤枝市
- ・愛知県：名古屋市、小牧市
- ・滋賀県：栗東市
- ・大阪府：大阪市
- ・兵庫県：西宮市
- ・岡山県：瀬戸内
- ・広島県：東広島市
- ・福岡県：北九州市、古賀市、筑紫野市、糟屋郡
- ・熊本県：上益城郡
- ・宮崎県：都城市
- ・鹿児島県：鹿児島市

以上